

## 監査役・監査(等)委員・スタッフ・内部監査(委員補助)及び関連部門(者) 殿

貴部門に関係深いセミナーの案内書を送りいたします。 ご関係者に回覧いただければ幸いです。

毎回好評／必ず役立つ

特 別 研 究 セ ミ ナ ー

### 改正会社法・CGコード等で求められる企業統治強化の担い手！ **監査役会設置会社と監査等委員会設置会社** ～その責務・役割、利害得失と実務的留意点～

**【講師】 弁護士 浜辺 陽一郎** 青山学院大学大学院法務研究科 教授  
 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

なぜ、この構想が出てきたのか？  
 ⇒公開大会社の機関設計の選択肢として  
 ガバナンス改善に向けた問題意識  
 取締役会の「監督」は機能しているか？  
 監査役「監査」は機能しているか？

#### I 監査役制度の限界と監査等委員会設置会社導入の背景

- 1 取締役会の監督機能強化  
     ←理念:取締役会改革の必要性
- 2 社外取締役の選任の法的な義務付けは見送り
- 3 社外取締役をめぐる議論

#### II 機関設計の比較・対照

- 1 委員会型の会社(モニタリング・モデル)の基本的概要
- 2 機関設計の内容の比較・対照  
     監査等委員会設置会社の甘味剤(会社法423条第4項)  
     利益相反取引に関する開示の強化  
     監査等委員の権限は、委員会設置会社の監査委員の権限と同じ  
     実務の選択肢は多様化

#### III 監査役と監査等委員の基本的職務の異同

- 1 共通する職責
- 2 監査役の独任制と監査等委員会による組織的監査の違い
- 3 取締役会の限界と監査等委員の強い権限
- 4 内部統制監査の実際  
     日本監査役協会の内部統制監査基準の考え方  
     内部監査部門及び外部監査人との連携と役割分担  
     内部通報制度の活用  
     企業集団の監査

#### IV 裁判例に見る監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務

- 1 監査役と監査等委員の善管注意義務と忠実義務
- 2 監督(監視)義務を尽くすとは？
- 3 第三者に対する責任
- 4 監査報告の義務と責任における留意点

#### V 取締役会における役割の違い

- 1 監査役・監査等委員の出席義務と意見陳述義務
- 2 発言の着眼点の違い
- 3 常勤監査役と非常勤監査役、監査等委員の役割分担
- 4 適法性監査と妥当性監査と監査等委員による監督

#### VI 執行役員制度との関係

- 1 監査役会設置会社における執行役員制度の限界
- 2 近時の執行役員制度の導入事例

#### VII まとめ

監査等委員会設置会社の採用が進む理由  
 監査役制度は実質的に縮小・廃止の瀬戸際か

#### 【講師紹介】

1961年生まれ、1985年慶応大学法学部卒、1987年弁護士登録、  
 1991年ニューヨーク州弁護士資格取得/2004年4月早稲田大学(法科大学院)客員教授を経て2009年4月青山学院大学法科大学院 特任教授から現職。  
 コンプライアンス、会社法、内部通報制度など関連著書論文多数。

#### - 開催・参加要領 -

#### 開催日時

令和2年7月10日(金)  
 午後1時30分～4時30分

#### 会場

港区立商工会館 会議室  
 東京都港区海岸 1-4-28

#### 参加費用・支払方法

1名につき 33,000円  
(税込み)

※申込受付後、参加証、請求書  
 会場図を送付致します。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

#### 申込先・お問い合わせ

創業49年 セミナー実績46年  
 株式会社 **経営コンサル**  
 〒105-0003 港区西新橋 2-9-3  
 TEL:(03) 3501-6811(代)  
 FAX:(03) 3580-3580(代)  
 E-mail: con@sul.co.jp

下記申込書の必要事項を **FAX** 又  
 は、**E-mail** でお送りください。

**申 込 書 No20-07101**

テーマ  
監査役会設置会社と監査等委員会設置会社  
 会社名

---

所在地 〒

---

T E L

---

F A X

---

E-mail

---

ご氏名 所属・役職

---

受付	参加証	入金	備考

検 索 ⇒ (株)経営コンサルセミナー ⇒ お申し込み、他のセミナーもご覧ください

